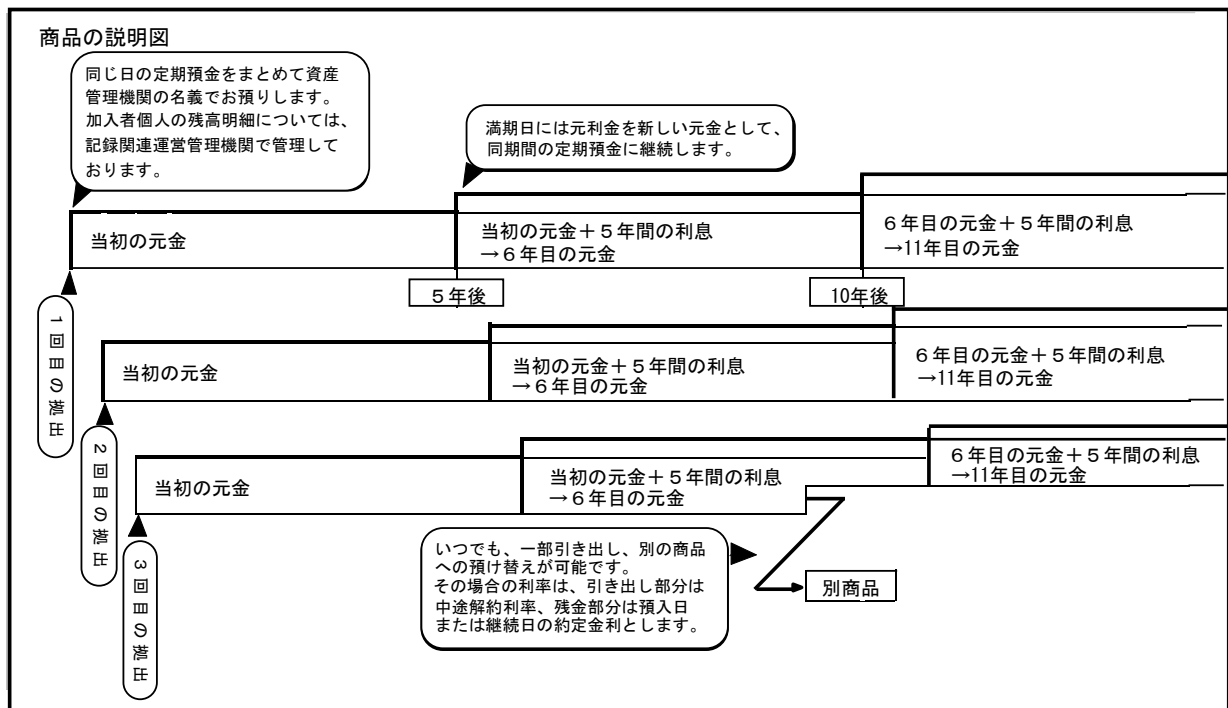


銀行預金 商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名 愛称	三井住友信託DC固定定期5年
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. お預入れ期間	5年
4. お預入れ方法 お預入れ単位	当制度における拠出金または他の運用商品の売却資金によりお預入れができます。 1円以上 1円単位 (上限はありません。)
5. 利息 適用利率	<ul style="list-style-type: none"> ● 預入時の約定金利(※)を満期日まで適用します。(固定金利) ※商品提供機関(三井住友信託銀行)の5年ものスーパー定期(300万円以上)の店頭表示金利 ● 利率は毎週見直し、金利情勢等に応じて原則毎週月曜日(月曜日が銀行の休日に当たる場合はその翌営業日)より新利率を設定します。
利息計算方法	満期日または中途解約時に一括して付利します。付利単位は1円とし、1年を365日とする日数計算をもとに、6カ月複利の方法で利息を計算します。
満期時利息のお支払い方法	満期日に利息を元金に組入れて自動継続します。また、複数の契約が同一の満期日に継続されることとなる場合には、その満期日に当該預金の元金と利息を合算し、1本の預金契約として継続します。
6. 払戻し方法 一部払戻し	<ul style="list-style-type: none"> ● 当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当するためであればいつでも払戻すことができますが、確定拠出年金法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。 ● 満期時のお取扱いは利息元加による自動継続のみです。 ● 満期日前に解約する場合は、実際のお預入れ期間(預入日または継続日から解約日の前日までの日数)の長さに応じて、次の中途解約利率(小数点第3位以下切捨て)を適用します。 <ul style="list-style-type: none"> ①6カ月未満 解約日における商品提供機関(三井住友信託銀行)の普通預金の利率 ②6カ月以上1年未満 約定金利×10% ③1年以上1年6カ月未満 約定金利×10% ④1年6カ月以上2年未満 約定金利×10% ⑤2年以上2年6カ月未満 約定金利×30% ⑥2年6カ月以上3年未満 約定金利×30% ⑦3年以上4年未満 約定金利×50% ⑧4年以上5年未満 約定金利×70% <p>※ただし、年金もしくは一時金の支給を受けるために全部または一部をご解約される場合は、中途解約利率によらず、約定金利によって計算します。</p> <p>※②～⑧までの利率が解約日における商品提供機関(三井住友信託銀行)の普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● この預金については元金の一部を解約することができます。 ● 一部解約部分の利息は、預入日から一部解約日の前日までの日数に応じた中途解約利率によって計算します。 ● 一部解約後の残額については、お預入れ時または満期継続時の約定金利がそのまま適用されます。
7. 手数料	ありません。
8. 課税関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 確定拠出年金制度においては払戻し時および継続時の利子所得に対して課税はされません。 ● 加入者および運用指図者の方の年金資産残高に対して約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。
9. 利益の見込み 損失の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ● 解約の申し出がない限り、お預入れ日(または継続日)から5年後の満期日に、約定金利で計算した利息を元金に組入れて自動継続します。また、お預入れ期間の途中で解約(一部解約を含みます)した場合でも、所定の満期前利率により計算した利息と元金をお支払いします。 ● 商品提供機関(三井住友信託銀行)の破綻時において、預金保険制度の保護範囲を超える元金および利息については保護されないおそれがあります。 ● 毎週月曜日に適用する約定金利を見直し、弊社コールセンター、Web等により開示します。

項目	内容
10. セーフティー ネット情報	<ul style="list-style-type: none"> ● 本商品は預金保険の対象になっています。 <p>【保護の対象預金と保護の範囲】</p> <p>金融機関毎に、当座預金などの決済用預金^(※)を除き、1預金者あたり元本1,000万円とその利息となります。 (※決済用預金……「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たす預金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● なお、金融機関名義の預金は、預金保険の対象外となりますが、確定拠出年金制度の資産管理機関名義、または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関名義の預金については、加入者の個人別管理資産額に相当する金額の部分を当該加入者の預金に係る債権とみなして預金保険制度の保護の対象としております。 ● ただし、三井住友信託銀行に本商品以外の預金があるときは、その預金を優先し、本商品と合計で元本1,000万円とその利息が保護の範囲となります。
11. 持分の計算方法	現在のお預入れ残高が個人別管理資産額の持分に相当する額となります。なお、加入者の個人別持分は日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー社(記録関連運営管理機関)により計算・管理されます。
12. その他ご留意 いただく事項	お預入れされている預金のうち、満期が到来する預入分については、当該満期日の2営業日前から満期日までは払戻しの運用指図(スイッチング)をお受けすることはできません。
13. 商品提供機関	三井住友信託銀行株式会社



(運営管理機関) リそな銀行

- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該銀行預金の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の適用金利推移と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。